



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の収納の事務の委託（管財課） 1
- 救急病院の告示（医務課） 2
- 土地改良区の解散（村づくり計画課） 2
- 歳入の収納の事務の委託（森林緑地課） 2
- 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出（都市計画・モノレール課） 2
- 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る対象区域（建築指導課） 2

公 告

- 沖縄県平和祈念資料館の臨時休館について（平和・男女共同参画課） 3
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課） 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部情報管理課） 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部情報管理課） 6

訓 令

- 沖縄県軍用地跡地利用促進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令（企画調整課） 8

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立南部医療センター・こども医療センター） 9

公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施 9

監査委員事項

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等 11
- 定期監査及び財政的援助団体等監査の結果に基づく措置の通知に係る事項の公表 11

人事委員会事項

- 勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則 21

選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 21

告 示

沖縄県告示第368号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成23年 7月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した収納事務 県有土地貸付料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地

- (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
- (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号フェアビル
- 3 委託期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

沖縄県告示第369号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
平成23年7月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
石垣島徳洲会病院	石垣市大浜字南大浜446番地の1	医療法人沖縄徳洲会	平成23年7月1日	平成26年6月30日

沖縄県告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

平成23年7月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 糸満市喜屋武土地改良区
- 2 解散認可年月日 平成23年6月29日

沖縄県告示第371号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成23年7月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した収納事務 林業・木材産業改善資金貸付金に係る滞納元金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号フェアビル
- 3 委託期間 平成23年6月20日から平成24年3月31日まで

沖縄県告示第372号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、名護市宇茂佐第二土地区画整理組合から名護都市計画事業宇茂佐第二土地区画整理事業の換地処分をした旨の届出があった。

平成23年7月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第373号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、次のとおり一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、総合的見地からした設計によって当該区域内に建築される建築物の位置及び構造が、安全上、防火上及び衛生上支障がないとして当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなすことを認定した。

平成23年7月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 対象区域 名護市宇安部155番の1ほか12筆
- 2 対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県北部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成23年6月22日 沖縄県指令土第651号

公 告

沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年沖縄県規則第87号）第3条第1項第4号の規定により、次のとおり沖縄県平和祈念資料館を臨時に休館する。

平成23年 7月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

臨時休館日 平成23年 7月19日から同月21日までの間

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成23年 7月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年 6月16日
(2) 商号名 有限会社友利興業
(3) 代表者名 友利克
(4) 所在地 石垣市字平得124番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-18）第9001号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年 5月30日付けで、建設業法第12条に基づき許可した業種のうち建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年 6月24日
(2) 商号名 有限会社和工
(3) 代表者名 深澤友善
(4) 所在地 宮古島市平良字下里 9番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-18）第652号、沖縄県知事 許可（般-20）第652号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年 5月27日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成23年 6月24日
(2) 商号名 生田タイル
(3) 代表者名 生田均
(4) 所在地 中頭郡北中城村字渡口1863番地の 7
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-18）第7592号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年 6月 6日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成23年 6月24日
(2) 商号名 株式会社金星興産
(3) 代表者名 金良幸也
(4) 所在地 今帰仁村字仲宗根249番地の 5
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-18）第9026号、沖縄県知事 許可（般-20）第9026号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年 6月 6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の

届出があった。

- 5(1) 処分をした年月日 平成23年 6月24日
(2) 商号名 株式会社ひかり総合開発
(3) 代表者名 稲嶺盛昭
(4) 所在地 名護市字辺野古1007番地の24
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-21) 第11657号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年 6月 7日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成23年 6月24日
(2) 商号名 沖電水工事株式会社
(3) 代表者名 小波津聰
(4) 所在地 那覇市前島2丁目1番10号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22) 第117号、沖縄県知事 許可(般-22) 第117号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する特定建設業の許可の取消し並びに土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年 6月 8日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成23年 6月24日
(2) 商号名 池原工業
(3) 代表者名 池原正國
(4) 所在地 名護市字田井等411番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18) 第1322号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年 6月10日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成23年 6月24日
(2) 商号名 株式会社沖縄緑建
(3) 代表者名 具志堅和樹
(4) 所在地 国頭郡大宜味村字屋古264番地の3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22) 第2192号、沖縄県知事 許可(般-22) 第2192号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年 6月17日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成23年 6月24日
(2) 商号名 有限会社久高建設
(3) 代表者名 久高たえ子
(4) 所在地 名護市大北三丁目9番20号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第11005号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年 6月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成23年 6月27日
(2) 商号名 外間組
(3) 代表者名 外間真広
(4) 所在地 うるま市勝連平安名2802番地 1

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第11083号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年6月16日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年7月8日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年1月14日 沖縄県指令土第16号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字新垣新垣原164番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字兼城466番地山川マンション203号 金城芳充
- 5 検査済証番号 平成23年6月27日 第2910号
- 6 工事完了年月日 平成23年6月6日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成23年7月8日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県警察情報システム用サーバ等の借入れ(設置及び設定業務を含む。以下同じ。)
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成23年6月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等(電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。)の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)の登録を申請する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配布場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問い合わせ先 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110(内線2472)
 - (3) 申請書等の受付期間 平成23年7月13日(水曜日)から同年8月1日(月曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。

- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成24年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
(2) 住所又は所在地
(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
(4) 使用印鑑
(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
(6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県警察情報システム用サーバ等の借入れに係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成23年 7月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する物品等の名称及び数量 入札説明書による。
(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書による。
(3) 納入の期限 入札説明書による。
(4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格及び申請方法等についての公告（平成23年7月8日付け沖縄県公報定期第3966号に登載）により入札参加資格を有すると認められた者
- (2) サーバ等の設置及び設定を円滑に行うことができること並びにサーバ等に障害が発生した場合において、4時間以内に技術者を派遣し対応ができることを証明した体制証明書を平成23年8月1日（月曜日）午前12時までに7(2)の提出場所に提出した者
- (3) 納入しようとするサーバ等の機能等証明書を平成23年8月1日（月曜日）午前12時までに7(2)の提出場所に提出し、当該サーバ等を納入期限までに納入することができることを証明した者
- (4) 経済産業省が認定している国家資格又は民間で認定している資格のうち、ネットワーク技術に関する資格取得者（以下「ネットワーク技術者」という。）を有している者
- (5) Microsoft Windows Server 2008関連のMCP認定資格取得者又はこれと同等の資格があると「発注者」が認めた者（以下「MCP認定技術者」という。）を有している者
- (6) サーバ等の保守に関する知識を有する技術者（以下「専任技術者」という。）を2名以上有し、専任技術者がネットワーク技術者及びMCP認定技術者と迅速に連絡をとり、サーバ等を円滑に保守することができる体制を確保できる者
- (7) 沖縄県警察と同規模組織におけるMicrosoft ActiveDirectory環境構築の導入実績がある者

- (8) 財団法人日本情報処理開発協会が定めるプライバシーマークの付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を受けている者
- 3 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から平成23年8月1日（月曜日）午前12時までの間
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課（9(2)の場所）
- 4 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成23年8月24日（水曜日）午後1時30分
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室
- 5 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までには沖縄県警察本部警務部会計課（9(2)の場所）に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書の交付
- (1) 入札説明書を交付する期間 この公告の日から平成23年8月1日（月曜日）午前12時までの間
- (2) 入札説明書を交付する場所 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2472）
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2242）
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、平成23年8月24日（水曜日）午後1時30分までに沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 平成23年8月19日（金曜日）午後6時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県警察本部警務部会計課（9(2)の場所）に郵送すること。

- (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 平成23年 7月12日（火曜日）午後 2時
 - イ 場所 沖縄県警察本部庁舎 4階402会議室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Title of bid
A lease of a server for Okinawa Prefectural Police information system server (herein after referred to as the server) including installation and maintenance service
- (2) Name, Quantity Function, etc. of the server and its business content
Refer to bid the explanatory pamphlet and the specification form.
- (3) Pre-bid meeting
Date and time: 2:00 pm on Tuesday, July 12, 2011
Place: Conference room 402, 4th floor of Okinawa Prefectural Police HQ.
- (4) Due date and time of submitting bid
1:30 pm on Wednesday, August 24, 2011
* The bid submitted by postal service must be delivered to the handling division mentioned below by 6:00 pm on Friday, August 19, 2011
- (5) Bid opening
Date and time : 1:30 pm on Wednesday, August 24, 2011
Place : Bidding room, 4th floor of Okinawa Prefectural Police HQ.
- (6) Handling Division
Information Management Division
Okinawa Prefectural Police HQ
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
Phone : 098-862-0110(ext. 2472)

訓 令

沖縄県訓令第115号

沖縄県教育委員会教育長訓令第14号

沖縄県企業局訓令第 4号

庁 内 一 般
教 育 庁
企 業 局

沖縄県軍用地跡地利用促進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 7月 8日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
沖縄県教育委員会教育長 大 城 浩
沖 縄 県 企 業 局 長 仲 田 文 昭

沖縄県軍用地跡地利用促進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県軍用地跡地利用促進連絡協議会設置規程（平成19年沖縄県訓令第53号・沖縄県教育委員会教育長訓令第12号・沖縄県企業局訓令第 2号）の一部を次のよう改正する。

別表第 1 中「文化環境部長」を「環境生活部長」に、「観光商工部長」を「商工労働部長
文化観光スポーツ部長」に改

める。

別表第2中「知事公室返還問題対策課長」を「知事公室防災危機管理課長」に、「文化環境部環境政策課長」を「環境生活部環境政策課長」に、「文化環境部環境保全課長」を「環境生活部環境保全課長」に、「文化環境部環境整備課長」を「環境生活部環境整備課長」に、「文化環境部自然保護課長」を「環境生活部自然保護課長」に、「観光商工部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長」に、「観光商工部新産業振興課長」を「商工労働部新産業振興課長」に、「観光商工部商工振興課長」を「商工労働部商工振興課長」に、「観光商工部企業立地推進課長」を「商工労働部企業立地推進課長」に、「観光商工部情報産業振興課長」を「商工労働部情報産業振興課長」に、「観光商工部雇用労政課長」を「商工労働部雇用政策課長」に、「観光商工部観光企画課長」を「文化観光スポーツ部観光政策課長」に、「観光商工部交流推進課長」を「文化観光スポーツ部交流推進課長」に、「土木建築部河川課長」を「土木建築部河川課長」に、「土木建築部海岸防災課長」を「土木建築部海岸防災課長」に、「教育庁総務課長」を「教育庁総務課長」に、「教育庁文化課長」を「教育庁文化財課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年7月8日から施行する。

病 院 事 業 局 事 項

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成23年7月8日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 大久保 和 明

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 医用画像情報システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 沖縄県南風原町字新川118番地の1
- 3 契約の相手方を決定した日 平成23年5月31日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社創和ビジネス・マシンズ 沖縄県那覇市字二中前115番地
- 5 契約金額 99,960,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

公 安 委 員 会 事 項

沖縄県公安委員会告示第69号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成23年7月8日

沖縄県公安委員会

- 1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種 別	級	定員	実 施 期 日	場 所
交通誘導警備業務	一級	10人	平成23年10月8日（土曜日） 午前10時から午後6時まで	沖縄県豊見城市字豊崎3番地22 沖縄県警察運転免許センター
	二級	20人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 一級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 二級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 一級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 二級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 一級及び二級の検定の受付期間及び受付時間は、平成23年7月11日（月曜日）から同月15日（金曜日）までの午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

- (ア) 沖縄県内に住所地を有する者 その者の住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が沖縄県内に所在する営業所に属することを疎明する書面
- (イ) 沖縄県外に居住する者 その者が沖縄県内に所在する営業所に属することを疎明する書面
- (ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
- (エ) 一級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明

する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住居地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料14,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察運転免許センターの受付で、検定手続を終えること。

(2) 検定当日は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定についての問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号(098)862-0110(内線3054、3055)又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課(係)

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月8日

沖縄県監査委員	又	吉	春	三
沖縄県監査委員	幸	地	啓	子
沖縄県監査委員	嘉	陽	宗	儀
沖縄県監査委員	具	志	孝	助

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
金沢信昭	豊見城市字真玉橋278番地2 SHTビル302
糸村和哲	豊見城市字豊見城147番地コミュニティー・ヴィレッジ20E号
友利勇栄	浦添市宮城三丁目4番13-1号3F

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 平成23年7月8日から平成24年3月31日まで

沖縄県監査委員公表第3号

定期監査及び財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事から平成23年5月19日付けで通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年7月8日

沖縄県監査委員	又	吉	春	三
沖縄県監査委員	幸	地	啓	子
沖縄県監査委員	嘉	陽	宗	儀
沖縄県監査委員	具	志	孝	助

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

(平成21年度定期監査結果報告分)

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

ア 県税の収納状況は次のとおりで、収入未済額は前年度に比べ減少している。しかし、依然として収入未済額は多額なことから引き続き徴収対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

(円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成21年度	99,868,244,599	95,275,398,297	378,203,244	4,233,285,255	95.4
平成20年度	111,446,040,063	106,673,811,053	423,351,197	4,352,545,820	95.7
対前年度比	89.6	89.3	89.3	97.3	—

イ 土地貸付料について、収入未済が多額で前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
土地貸付料	73,577,078円	9.4%	2.4%

(2) 講じた改善措置の概要

ア 個人県民税については、集中的に個人県民税対策を実施するため編成した「個人県民税徴収対策チーム」による県職員の短期併任制の実施等により、市町村との緊密な連携・協調のもと、集中的な徴収対策を講じた。

自動車税については、納期内納付を促進するための広報活動、コンビニ収納に加え郵便局納付の導入による納税機会の拡大、預金差押え・タイヤロック等による滞納処分の強化、8～10月の滞納整理強化月間、1～3月の滞納処分強化月間等を重点的に実施し、未済額の縮減を図った。

(総務部税務課、各県税事務所、宮古、八重山事務所県税課)

イ 土地貸付料については、滞納者に対して随時、電話督促、督促状送付、納入指導等を行い、滞納の解消に努めているほか、滞納督促集中期間を設定し、夜間の電話による督促などを行った。さらに、平成22年度は高額・長期滞納者など約90人と個別面談を行い、早期の納付を促した。

また、平成21年度から民間の債権回収専門会社を活用し、収入未済額の圧縮に努めている。

(総務部管財課)

2 支払い遅延により不経済支出となっていたもの

(1) 指摘の内容

支払い期限を過ぎて電気料金を支払ったため、遅収加算額145,510円が不経済支出となっていた。

(2) 講じた改善措置の概要

請求書の振替日を確認せずに不経済支出が生じたものであり、請求書等の精査を厳格化するなどの対策を講じた。

(企画部工業技術センター)

3 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容 収入未済が多額に上っているもの、または増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	303,845,349円	65.8%	0.8%
違約金及び延納利息	5,265,389円	85.8%	1.1%
児童福祉施設負担金	134,973,066円	92.8%	1.9%

児童扶養手当返還金	104,122,008円	97.7%	1.4%
生活保護費返還金	111,996,110円	58.3%	45.3%
心身障害者扶養共済事業費負担金	17,930,240円	63.4%	2.4%

(2) 講じた改善措置の概要

ア 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等については、沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアルに基づく取り組みや、償還督促月間における集中的な催告の実施、貸付時の面談等による意識の向上、償還促進対策会議による情報の共有等により、滞納長期化の防止及び未収金の解消に努めている。

また、口座振替による納付を推進した結果、償還率の改善が図られており、今後とも徴収対策の強化に取り組む。

(福祉保健部青少年・児童家庭課、各福祉保健所)

イ 児童福祉施設負担金については、児童福祉施設負担金未収金対策マニュアルに基づき、申請時における説明の徹底、督促状の送付、電話による催告等を実施したほか、滞納整理強化月間を設定し、高額・長期滞納世帯の戸別訪問を実施するなど、収入未済額の解消に努めている。

(福祉保健部青少年・児童家庭課、障害保健福祉課、各児童相談所、各福祉保健所)

ウ 児童扶養手当返還金については、「児童扶養手当返還金債権の未然防止について(マニュアル)」に基づき、市町村等関係機関との連携を強化するとともに、一括返済が困難な世帯に対しては分割納付を促すなど、収入未済の解消と新たな滞納の発生防止に努めている。

(福祉保健部青少年・児童家庭課)

エ 生活保護費返還金については、「生活保護費返還金債権管理事務処理要領」に基づき、徴収対策の強化に努めている。

また、平成23年度から生活保護受給者の収入・資産状況を調査する嘱託員を配置し、収入等を早期に把握して返還請求を行うなど、未収金の発生防止に努める。

(福祉保健部福祉・援護課、各福祉保健所)

オ 心身障害者扶養共済事業費負担金については、未納者への督促により、収入未済額17,930,240円のうち平成23年3月31日時点で669,110円(3.7パーセント)が納付され、未納者106名のうち9名(8.5パーセント)に係る未納分の滞納が解消された。

(福祉保健部障害保健福祉課)

4 支出負担行為が遅れていたもの

(1) 指摘の内容

国立戦没者墓苑清掃管理委託及び公衆用トイレ清掃管理委託の執行に当たって、契約を締結するときに支出負担行為をすべきであるが、著しく遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要

沖縄県財務規則に基づき、契約締結時速やかに支出負担行為の整理を行い、適正な事務処理に努める。

(福祉保健部福祉・援護課)

5 補助金の執行について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

霊域清掃管理事業補助金等3件の補助金の執行に当たって、交付決定の時期が著しく遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要

沖縄県補助金等の交付に関する規則、沖縄県援護事業補助金交付要領等に基づき、補助金申請があった時は速やかに交付決定を行い、適正な事務処理に努める。

(福祉保健部福祉・援護課)

6 役務費の執行が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

バス回数券及びモノレール乗車カードを必要以上に保有しており、毎年度持ち越されていた。

(2) 講じた改善措置の概要

入所児童の通学や業務調整等に使用するバス回数券及びモノレール乗車カードについては、数量の保有に配慮し、適正な管理に努める。

(福祉保健部若夏学院)

7 委託料の執行が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

薬物乱用防止指導員活動事業委託及び幻覚性きのこ現場情報収集事業委託の執行に当たって、委託業務実績報告書の提出がなく、検査調書も作成されずに、支出されていた。なお、執行管理が適切に行われなかったのは、予算の執行担当者と受託者である協議会事務局員は同一人であったことによるものであり、内部のチェック体制を強化する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

指摘後速やかに沖縄県薬物乱用防止協会長から業務実績報告書等の提出を受け、業務実績及び収支決算報告書の検査を実施した。

今後、事務処理が適正に実施されるよう職員相互の内部チェック体制を強化した。

(福祉保健部薬務衛生課)

8 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

パーソナルコンピューターの賃貸借について、長期継続契約を締結するに当たって、定められた手続きによることなく契約が締結されていた。

(2) 講じた改善措置の概要

今後は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について(総務部長、会計管理者通知)」に基づき適正な契約事務に努める。

(福祉保健部コザ児童相談所)

9 物品の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

重要備品であるパーソナルコンピューター一式について、財務規則に基づく手続きがないままに廃棄処分されていた。

(2) 講じた改善措置の概要

当該備品については、故障していたため廃棄したもののだが、その際重要備品の廃棄手続きを失念したものである。今後は廃棄処分時の手続きを徹底し再発防止に努める。

(福祉保健部中央児童相談所)

10 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済が多額のものがある。引き続き徴収に努力する必要がある。

事項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
農業改良資金貸付金元利収入	543,156,795円	82.7%	△4.1%
違約金及び延納利息	83,457,625円	99.4%	0.0%
沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	89,885,495円	63.8%	△6.1%
違約金及び延納利息	2,103,253円	29.7%	△25.0%
林業改善資金貸付金元利収入	47,895,000円	85.2%	1.5%
違約金及び延納利息	238,528円	43.3%	0.0%

(2) 講じた改善措置の概要

ア 農業改良資金貸付金元利収入等については、延滞者に対して分割返済を促すとともに、民間の債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成23年3月31日時点で26,057,240円を回収した。違約金については同日時点で196,762円を回収した。

(農林水産部農政経済課)

イ 沿岸漁業改善資金貸付元利収入については、延滞者に対して分割償還等の指導を行うとともに、民間の債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成23年3月31日時点で23,349,560円を回収した。違約金については同時点で、321,711円を回収した。悪質延滞者については平成23年度も引き続き債権回収会社に委託を予定している。

(農林水産部水産課)

ウ 林業改善資金貸付金元利収入等については分割償還を促すとともに、経営状況の悪化している延滞者に対して収入未済額の計画的な償還ができるよう普及指導員と連携し、経営改善等の指導に努めている。また、長期延滞者に対しては平成23年度から民間の債権回収会社の活用を予定している。

(農林水産部森林緑地課)

11 公用車両の利活用が図られていなかったもの

(1) 指摘の内容

公用車両の年間稼働日数(10日)が少なく、その利活用が図られていないものが1台あった。

(2) 講じた改善措置の概要

当該車両は老朽化による故障を繰り返していたため、安全性や経済的な面から平成23年3月2日の車検満了を機に処分することとした。現在、沖縄県財務規則に基づく手続きを進めている。

(農林水産部宮古農林水産振興センター家畜保健衛生課)

12 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入	4,145,395,266円	80.9%	8.2%
違約金及び延納利息	61,528,834円	98.9%	△0.1%
賃貸工場施設使用料	36,770,000円	19.8%	120.6%

(2) 講じた改善措置の概要

ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入については、平成21年度に見直した沖縄県中小企業高度化資金債権管理マニュアルに基づき、貸付先の実態に対応した債権管理を行い、引き続き未収金の回収に努めている。

また、設備近代化資金の一部債権については民間の債権回収会社を活用し、回収の強化を図った結果、平成23年3月31日時点で482,000円を回収した。

(観光商工部経営金融課)

イ 賃貸工場施設使用料については、対象企業を毎月訪問して支払いを促すとともに、面談等により債務者の経営状況などの把握に努めた結果、平成23年3月31日時点で3,500,000円を回収した。

(観光商工部企業立地推進課)

13 支出負担行為が遅れていたもの

(1) 指摘の内容

特別自由貿易地域物流支援事業補助金の交付決定をするとき及び国際観光戦略モデル事業の委託契約を締結するときに支出負担行為をすべきであるが、著しく遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要

沖縄県財務規則に基づき、補助金の交付決定時、契約締結時に速やかに支出負担行為の整理を行い、適正な事務処理に努める。

(観光商工部企業立地推進課、観光振興課)

14 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

県営住宅は平成18年度から指定管理者の管理に移行している。平成21年度の収入未済額は前年度より7,338,415円増加しているため、県は債権管理の強化に努めるとともに、徴収率の向上が図れるよう指定管理者の指導・連携に努める必要がある。

事項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
県営住宅使用料	741,670,395円	13.5%	1.0%

(2) 講じた改善措置の概要

指定管理者においては、滞納1ヶ月から訪問・電話・文書による督促を開始するなど、滞納額が少額のうちに対策を講じている。

また、県においては、長期滞納者に対する法的措置（明渡し訴訟の提起 平成22年度21件）を行い収納率の向上に努めた。今後とも指定管理者との連携を密にし、なお一層の収入未済額の圧縮を図る。

（土木建築部住宅課）

15 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額のもの及び増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
バス事業活性化資金貸付金元利収入	880,912,000円	100%	0.0%
土地明渡強制執行原因者負担金	51,774,901円	100%	皆増
港湾施設使用料	1,114,332円	4.0%	皆増

(2) 講じた改善措置の概要

ア バス事業活性化資金貸付金元利収入については、平成20年3月に主債務者（那覇交通株式会社）の法人格が消滅し、連帯保証人2名のうち1名は平成21年5月に、残り1名は平成23年3月に、裁判所の免責許可決定が確定したことから、未収金について平成23年3月、不納欠損処理を行った。

（土木建築部都市計画・モノレール課）

イ 土地明渡強制執行原因者負担金については、原因者に対して、督促状を発行し分割払い等を促している。今後とも文書や訪問により収入未済の解消に努める。

（土木建築部海岸防災課）

ウ 港湾施設使用料については、滞納している2社の内1社は、会社及び代表者と連絡が取れない状況のため、住民票により代表者の所在確認に努めているところである。また、残る1社は港湾施設に放置した貨物について、廃棄物処理法に基づく改善命令を受けているため、その経過を勘案しながら未収金の回収に努める。

（土木建築部中城湾港建設事務所）

16 国庫補助金の早期受入を要するもの

(1) 指摘の内容

国庫補助金について、港湾改修費の概算払いが可能であるにもかかわらず、請求を怠っているものがあつた。事業の進捗状況に合わせて適宜に請求する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

指摘を受けた事業を含む国庫補助事業について、事業の進捗に応じた国庫補助金の概算払い請求を行っている。

（土木建築部港湾課）

17 一括契約を検討する必要があるもの

(1) 指摘の内容

薬品の購入については、4箇所の浄化センター毎に調達している。当該薬品を一括して入札、購入を行えば経済的な執行が可能と思われるので、検討を要する。

(2) 講じた改善措置の概要

平成23年度は、薬品の購入について一括契約とした。

(土木建築部下水道管理事務所)

18 公用車両の利活用が図られてなかったもの

(1) 指摘の内容

公用車両の年間稼働日数(49日)が少なく、利活用が図られていないものが1台あった。

(2) 講じた改善措置の概要

公用車の効率的な使用に努めた結果、平成22年度の年間稼働日数は112日となっている。

(土木建築部中部土木事務所)

19 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

平成21年度末における医業未収金(個人負担分)は1,851,828,005円となっており、前年度末より56,711,043円(3.2パーセント)増加していた。未収金の発生防止及び早期回収について一層の努力を要する。

(2) 講じた改善措置の概要

病院全職員の意識向上、院内各部門の連携を強化し、未収金の発生防止と早期回収に努めている。

平成22年度は、未収金担当者会議を開催し、各病院の未収金に関する課題、発生防止対策及び未収金回収対策等について意見交換を行い、情報の共有化を図った。

(病院事業局県立病院課、各県立病院)

20 消費税の修正納付に伴い加算税が発生していたもの

(1) 指摘の内容

消費税を平成17年度分5,993,700円、平成19年度分2,781,200円を修正納付したことに伴い、加算税を17年度分599,000円、19年度分278,000円を納付していた。

(2) 講じた改善措置の概要

特定収入(繰入金、補助金及び企業債等)に係る解釈の相違により、沖縄国税事務所から過少申告の指摘を受けて修正納付したものであるが、現在は指摘を踏まえ適正に経理処理を行っている。

(病院事業局県立病院課)

21 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 次期病院内情報システムを、予算の裏付けもなく業者に発注し構築させていた。また、完成した同システムの賃貸借契約に際し、念書をリース会社に提出しており、結果として、予算の裏付けのない60ヶ月の長期契約を締結していた。

イ 各種情報システムを賃借するに当たって、毎年度、執行同等の手続きを経て単年度の賃貸借契約を締結しているが、実態は予算の裏付けのない60ヶ月の長期契約を締結していた。

(2) 講じた改善措置の概要

ア 今後は、沖縄県病院事業局財務規程に基づき適正な会計処理に努める。

イ 今後は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき適正な会計処理に努める。

(病院事業局県立病院課、中部病院)

22 指名競争入札手続きで留意する必要があるもの

(1) 指摘の内容

ア 患者給食業務委託に係る複数単価契約(一般食、特別食)の指名競争入札を、各予定単価の範囲内であることを落札の条件としたことから、予定総額の範囲内であるにも関わらず入札不調となり、再度入札後の随意契約で入札額を上回る価格で契約していた。

イ 「白衣、病衣及び寝具類の洗濯補修業務委託」に係る指名競争入札において、再度入札でも落札しなかったことから、予定価格(32,259,622円)を上回る価格(33,397,171円)で随意契約していた。

(2) 講じた改善措置の概要

ア 患者給食業務委託が入札不調となったのは、予定価格と入札価格を予定総額（単価×予定数量）ではなく単価で比較したことが原因であり、指摘を踏まえ予定総額による比較に改める。

イ 白衣、病衣及び寝具類の洗濯補修業務委託について、今後は、沖縄県病院事業局財務規程に基づく適正な手続きを行う。

（病院事業局南部医療センター・こども医療センター）

23 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

ア 臨床検査業務委託（院内委託）及び検体検査業務委託（外注）の複数単価契約を特命随意契約で同一業者と別々に行っていた。両契約は特命随意契約の理由に乏しいこと、また一括して契約することが合理的と思われることから、特命随意契約の見直しと一括契約を検討する必要がある。

イ 固定資産管理システムの操作に係る施設管理業務について特命随意契約を締結しているが、特命随意契約の理由に乏しいので、競争入札に付すことを検討する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

ア 臨床検査業務に係る委託業者の変更は、数日間の検査中止を伴うことから、他県においても病院の建て替えや移転などの機会に検討されている。今後も関係機関や民間業者への聴き取りを行い、契約方法を検討する。臨床検査業務委託と検体検査業務委託の一括契約は、平成23年度から実施する。

イ 固定資産管理システムの操作に係る施設管理業務については、業務内容を検討した結果、経費節減が見込めることから平成23年度より委託契約から嘱託に変更した。

（病院事業局南部医療センター・こども医療センター）

24 委託契約の内容が不適切であったもの

(1) 指摘の内容

医業未収金に係る初期末納金回収業務委託契約において、八重山病院では、業者による回収額2,669,990円を上回る7,494,734円の報酬額、宮古病院では業者による回収額4,407,721円を上回る5,889,492円の報酬額が、それぞれ支払われていた。契約に当たっては、報酬額の算定方法の見直しを検討する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

債権回収委託業者の回収額に応じた適正な報酬額になるよう、平成22年度から委託債権の内容及び報酬算定方法を見直した。

（病院事業局県立病院課、八重山病院、宮古病院）

25 行政財産の使用許可手続、使用料の徴収を行っていないもの

(1) 指摘の内容

中部病院は、同互助会に対して行政財産の使用許可手続を経ないまま、平成15年度に本館2階にプレハブを設置させているが、本来徴収すべき使用料を徴収していなかった。

(2) 講じた改善措置の概要

指摘を踏まえ、行政財産使用許可の手続を行った。また、行政財産使用料については互助会に遡及分を含めて請求し、支払いがなされた。

（病院事業局中部病院）

26 診療報酬請求事務について努力を要するもの

(1) 指摘の内容

平成21年度におけるレセプトの過誤による返戻率は0.97パーセントで、前年度に比べて0.1ポイント増加している。引き続き診療報酬請求事務の改善に努力する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

各病院の医師及び関係職員の合同レセプト点検の強化、複数名による確認の徹底などの対策を講じた。また、診療報酬適正確保業務現場責任者及び現場従事者を各病院に派遣し、医師及び関係職員参加のもと診療報酬に係る勉強会を実施し、診療報酬請求事務の適正化に努めている。

（病院事業局県立病院課、各県立病院）

27 貸借対照表等について修正を要するもの

(1) 指摘の内容

貸借対照表の「企業債」の金額が、関係台帳等の金額と一致していなかった。原因を確認し適正に修正する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

企業債に係る不整合は、県立病院課と各病院の決算付替時に生じたものであり、適正に修正した。

(病院事業局県立病院課)

28 支出負担行為が遅れていたもの

(1) 指摘の内容

県指定研究校等委託及び理科支援員等配置事業委託の執行に当たって、契約を締結するときに支出負担行為をすべきであったが、著しく遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要

沖縄県財務規則に基づき、契約締結時速やかに支出負担行為の整理を行い、適正な事務処理に努める。

(教育庁義務教育課)

29 職員が不適切に派遣されているもの

(1) 指摘の内容

職員を公益法人等へ派遣する場合は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」及び「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に定められた手続きが必要であるが、手続きがなされないまま派遣されている。

(2) 講じた改善措置の概要

平成23年3月に「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」別表第1の改正手続きを行い、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」及び「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に基づく職員の派遣となるよう改善を図った。

(教育庁保健体育課)

30 債権の管理と回収に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

県発注の工事に関して、公正取引委員会による独占禁止法違反事案の談合にかかる損害賠償金及び違約金9,701,549,143円が、平成22年3月31日現在、収入未済となっていた。債権の適切な管理と回収に努める必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

ア 当該賠償金については、平成22年8月10日、10月27日及び平成23年1月12日にそれぞれ損害賠償金を各対象工事の最終契約金額の10パーセントから5パーセントに減ずること等を内容とする調停合意に至り、債権の一部について不納欠損処理を行った。また、調停に基づく支払計画に基づき各債務者に対し請求を行った。

今後とも適正な債権の管理と回収に努める。

土木建築部（道路街路課、道路管理課、河川課、海岸防災課、港湾課、空港課、
都市計画・モノレール課、下水道課、住宅課）

農林水産部（営農支援課、畜産課、農地水利課、農村整備課、漁港漁場課）

観光商工部（観光振興課、新産業振興課、企業立地推進課）

福祉保健部（青少年・児童家庭課）

教育庁（施設課、文化課）

イ 当該賠償金については、企業会計の原則に則り、未収金としての経理処理は行わず未確定債権として管理してきた。平成22年10月27日に損害賠償金を各対象工事の最終契約金額の10パーセントから5パーセントに減ずること等を内容とする調停合意に至り、支払計画に基づき各債務者に対し請求を行った。

今後とも適正な債権の管理と回収に努める。

企業局（総務企画課）

病院事業局（県立病院課）

第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(平成21年度財政的援助団体監査結果報告分)

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会では、未償還金額が生活福祉資金貸付金で650,506,861円、離職者支援資金貸付金で93,251,034円と多額になっており、引き続き徴収に努力する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

当該貸付金の利用者は、離職等により生活に困難を抱えていることが多く、高い償還率を期待することが難しい状況にある。その一方で、制度の安定的な運営には償還率の向上が不可欠なことから、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会に対しては、償還指導の強化、悪質滞納者への法的措置の実施、民生委員との連携強化、困難者への償還猶予・免除の活用等の措置を継続し、未収金の圧縮に努めるよう指導した。

(福祉保健部所管)

2 会計事務等に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

財団法人沖縄県老人クラブ連合会では、賃金職員を就業規則で定められた時間を超えて就労させていた。通勤手当については届出に関する規定及び具体的な月額の規定が定められていなかった。住居手当については届出に関する規定が定められていなかった。期末・勤勉手当及び報酬については給与規程等に定めのない手当等が支給されていた。実態に即した就業規則の改正や給与規程等を整備する必要がある。

財団法人沖縄県生活衛生営業指導センターでは、扶養手当、通勤手当及び住居手当について届出及び支給方法に関する規定が定められていなかった。時間外勤務手当については支給方法に関する規定が定められていなかった。給与規程を整備する必要がある。

財団法人沖縄県体育協会では、会計事務の根拠となる事務処理に関する規程が定められていなかった。会計処理に関する規程を整備する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

財団法人沖縄県老人クラブ連合会では、就業規則・給与規程等を実態に即して見直し、平成23年3月の理事会における承認を経て整備・改正を行った。

財団法人沖縄県生活衛生営業指導センターでは、指摘を受けた手当に関する規程について、平成23年3月の理事会で承認を経て改正を行った。

(福祉保健部所管)

財団法人沖縄県体育協会では、会計事務処理に関する規程の整備については、平成23年5月に理事会の承認を経て改正を行う予定である。

(教育庁所管)

3 契約事務に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

財団法人沖縄観光コンベンションビューローでは、万国津梁館指定管理運営に係るホール管理業務委託について、入札不調により最低価格入札者と随意契約で委託契約を締結したが、その際予定価格を超えて契約していた。入札不調により随意契約で契約を締結する場合、予定価格を変更できないと定められていることから、今後は会計規程に基づき処理する必要がある。

株式会社トロピカルテクノセンターでは、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター指定管理運営に係る清掃・環境衛生業務委託について、随意契約で委託契約を締結したが、随意契約を行う理由に乏しいため、今後は財務規程に基づき競争入札を検討する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

財団法人沖縄観光コンベンションビューローに対しては、今後、会計規程に基づき、適切に対応するよう指導した。

株式会社トロピカルテクノセンターに対しては、今後、財務規程に基づき、適切に対応するよう指導した。

(観光商工部所管)

4 寄附行為の遵守について

(1) 指摘の内容

財団法人沖縄県生活衛生営業指導センターでは、理事会における同意を得ることなく基本財産を借入金
の担保に供していた。同センターの寄附行為では、やむを得ない理由により基本財産を担保に供する
場合には、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ沖縄県知事の承認を得る必要がある。

今後は寄附行為を遵守するとともに、基本財産の管理運用に当たっては、適切に対応する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

財団法人沖縄県生活衛生営業指導センターに対しては、今後、借入に際しては、その都度寄附行為第
7条の規定に基づき理事会を開催して同意を得る等、適切な対応を行うよう指導した。

(福祉保健部所管)

人事委員会事項

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7月 8日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第16号

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改
正する。

第5条の2中「施設」の次に「、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定す
る事業における相互援助活動を行う場所、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定
する児童デイサービスを行う事業若しくは同法第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支
援事業を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業と
して実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所」を加え、「当該放課後児童健全育成事業によ
り育成される」を「各事業を利用する」に、「ために赴く」を「ため赴き、又は見送るため赴く」に改め
る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数
の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行
政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総
数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40
万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成23年沖縄県選挙管理委員会告示第4号は、廃止する。

平成23年 7月 8日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿 波 連 本 伸

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 21,618

2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6
分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 246,814

3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選 挙 区 名	3分の1の数
名護市	15,237
うるま市	30,012
沖縄市	33,590
宜野湾市	23,377
浦添市	27,787
那覇市	82,441
豊見城市	14,468
南城市	10,570
糸満市	14,746
宮古島市（宮古郡を含む。）	14,590
石垣市（八重山郡を含む。）	13,791
国頭郡（島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。）	18,394
中頭郡	37,793
島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）	23,502

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
---	---